

ひとり親家庭などに 医療費を助成します

毎年8月
更新手続き
が必要

ひとり親家庭における父母等の入院医療費と児童の通院および入院医療費（自己負担分）を申請により助成します。毎年8月に更新手続きが必要です。
※平成28年10月1日より、助成制度が拡充され、児童の通院時の医療費も助成対象となっています。

【助成対象】

◎18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童がいる世帯

◎児童扶養手当を受給できる所得水準にある世帯

右の世帯のうち、次のいずれかに該当する方

- ・ 児童を扶養しているひとり親家庭の父または母等
- ・ ひとり親家庭の児童
- ・ 父母のいない児童

【お問い合わせ先】

市保険年金課医療・年金担当（市役所1階④番窓口）
☎32・4120 / FAX35・0173

Mail:hokokennenkin@city.komatsushima.i-toku
shima.jp



障がいのある方などが対象 各種手当の所得状況届は期限内に！

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい児（者）の方に支給されます。

現在、手当を受給されている方には、8月に市から関係書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、市介護福祉課にて手続きをしてください。

【持参物】 所得状況届（8月初旬送付予定）、現況報告書（8月初旬送付予定）、マイナンバー確認書類、平成29年分の年金額が証明できるもの（公的年金受給者のみ）、はんこ

【提出期間】 8月10日（金）～9月11日（火）
※平日受付

【お問い合わせ・届出先】

市介護福祉課障がい福祉担当
（市役所1階⑨番窓口）
☎32・2279 / FAX35・0272
Mail:s-kaigo@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある20歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。ただし、児童福祉施設などに入所の児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在受給されている方は、所得状況届（児童福祉課にて配付）と特別児童扶養手当証書、はんこ、その他添付書類を市児童福祉課に提出してください。

【提出期間】 8月10日（金）～9月11日（火）
※平日受付



【お問い合わせ・届出先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）
☎32・2114 / FAX32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp